

経済建設常任委員会会議録

平成24年6月13日(水)

(開会) 10:06

(閉会) 12:08

案 件

1. 所管事務調査

(明星寺地区採石場周辺市道について)

委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

おはかりいたします。本委員会として、「明星寺地区採石場周辺市道について」所管事務調査を行うことにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「明星寺地区採石場周辺市道について」所管事務調査を行うことに決定いたしました。

「明星寺地区採石場周辺市道について」を議題といたします。執行部に説明を求めます。

土木管理課長

5月14日の委員会開催後の経過、並びに今後の市の対応について説明させていただきます。

5月18日、現地の団地東側の入口、姿ため池横、西側入口の3カ所に幅員標識及び案内看板を設置いたしました。

5月20日、5月24日に経過報告等、地元説明会を開催しております。

5月23日、パトライト案による通行認定の申請が提出されました。

5月26日、大型車の通行中止を命ずる「措置命令」を行っております。先に報告しておりました「指示書」による大型車の通行に対する措置を講ずる期限5月25日を過ぎたため、「措置命令」を行ったものであります。

5月28、29日の2日間、大型車の通行が中止されております。

5月29日、事業者からパトライト案を取り下げ、自費施工による待避所の設置及び交通誘導員による通行認定の申請が提出されました。待避所設置につきましては道路法、道路構造令に則った提案であり、検討に値するものと考え、現状の通行状況のより良い改善策であることから、5月30日に、6月15日までの期間をきって大型車の通行認定を行っております。

6月3日、副市長の同席により、大型車の通行の認定、事業者から出ました自費施工による待避所設置案についての地元説明会を開催いたしております。

6月12日、事業者から待避所の設置を1カ所から2カ所とする改善案と、通行認定の更新、期間延長が申請されております。

また、6月17日の日曜日に潤野小学校において、事業者から申請がありました自費施工による2カ所の待避所設置案と、交通誘導員による車両認定について地元説明会を開く予定であります。

以上、簡単ではありますが、経過報告を終わります。

次にお手元に配付いたしております資料について、説明をさせていただきます。

A3版横の図面が5枚となっております。1枚目は自費施工による待避所の設置の位置図となっております。明星寺団地北側に位置する市道「明星寺団地1号線」の団地東側入口からすぐ、団地法面側のA箇所と姿ため池に隣接するB箇所の2カ所であります。

2枚目が施工箇所Aの平面図で、待避所の長さは20メートル、前後のすりつけが3メートルとなっております。拡幅後の幅員は、
、
のいずれも車道幅員5.5メートルを確保する計画となっております。

3枚目が施工箇所Bの平面図で、待避所の長さ24メートル、前後のすりつけが3メートルとなっております。拡幅後の車道幅員は、
、
のいずれも5.5メートルにする計画となっております。

4枚目が大型車の通行認定に伴う交通誘導員の配置図となっております。団地東側入口交差点付近、姿ため池横及び西側の事業所出口付近の3ヵ所に交通誘導員を配置し、大型車の片側交互通行を直接誘導指示する案となっております。

5枚目は当初通行認定申請がありましたパトライト案で、センサーにより感知し、パトライト点灯により対向車へ知らせる方法でありましたが、現在は取り下げられております。

以上、資料についての説明を終わります。

次に、これからの市の対応について説明いたします。市といたしまして、今回の道路法に基づく車両制限令違反の問題について、事業者自らの提案による待避所の設置は、道路法に則った検討に値する改善策であることや、通学時間帯の安全運行への取り組みや安全確保のための人員配置、事業関係車両への安全運行の周知徹底、交通誘導員の適切な配置と片側交互通行の徹底など、文書にて誓約もされており、通行認定申請を認定した上で待避所の自費施工案の検討に臨むことはやむを得ないと判断いたしましたものであります。

また、現在の事業者の通行状況は交通課の意見などからも過積載の取り締まり対象車両が見受けられず、沿線住民の環境改善に一定の効果があっていることも確認されております。

道路管理者の権限の限界や道路の性格から住民の期待する大型車輛の全面通行規制が困難ではありますが、道路管理者として通学路となる歩道の整備やガードレールの設置、交差点の改良を行うとともに、現実的、効果的な事業者の指導対策の一つとして、市、事業者、住民による3者会議等を設け、住民の環境対策や安全対策についての協定を結ぶことなど地元住民の信頼回復に全力で努め、地元住民の一定の理解を得られるよう最大限の努力を行っていききたいと考えております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

数点聞かせていただきます。まずこの問題はですね、市長、これ11月9日ですか、車両制限令違反なら10トン車は止めるということを地元の皆さんの前で市長がおっしゃったことは、私も同席しておりましたので覚えております。それでこの10トン車を止める、この件についていま言われた車両制限令にひっかかったから10トン車を止める。先ほど課長が説明なされましたが、通行、なんですかね、制約をする標識を立てたと、10トン車がまだそれでもいま現実に通っている、その内容としては通行承諾を出して通っていると。この件に関していわゆる、まあ道路法があることは知っています。道路法に措置を命じなければならないということが書いてありますが、いま聞くと、待避所の問題が出てきて、待避所をつくると。その話し合いをしていくんだということを知りましたが、これはいま課長の中でよくちょっとわからなかったけれど、市長が道路管理者がどうのこうのとおっしゃったけど、全く止めるということは通らせないってことでしょうか、その通らせないということができないんですか。

副市長

私はその席に同席しておりませんでしたけど、いま質問者が言われるように「市長が車両制限令があれば住民の方の意に沿って止める」という、まあ思いは別にしまして、そういう発言をされているのは聞いております。ただ、それを受けて市長のほうから私のほうに車両制限令があったら車を止める方策をよく検討してくれという指示を受けて、いろいろ所管課のほうと

検討いたしました。そういう中で我々に与えられている権限といいますか、行政が持っている権限、いわゆるその現行法の中では非常にそれが難しいという、いわゆる我々も現行法の中でしか行政は動けないもんですから、そういう形の中で種々検討いたしましたけど、車両制限令とか道路法とか道路構造令とかいう中で、先ほど来今後の方針といいますか、そういうことを課長が説明いたしましたけれども、結果的に住民の皆さんに完全に100%止めて、100点満点の答えということはなかなか難しいですけども、こういう方向で望みましょうと、我々に与えられた権限の中ではこれが現在のところ、うちの基本的な方針、考え方という結論に至ったわけで、そういうことを先ほど課長が説明したというふうに理解をしていただきたいと思えます。

瀬戸委員

となると、いま言う行政としては法を超えることはできないと。で、法の解釈なんですけど、私も道路法を一所懸命読んでるんですけど、47条の3項、2のまた4項、これに対してそういうことが命じなければならぬと、措置を命じなければならぬとなってますけど、全く止めるということができないのに市長は止めますよと。制限令にひっかかっておけば止めますよとおっしゃった。これがいまだに地元の皆さんをですね、いわゆる市長が止めると言ったじゃないかということで今でも止まらない。2日間は止まったらしいですけど、止まらないで、現行、まだトラックが通っていると。だから、その点が非常に地元で曖昧になっているんですね。結局、市長が止めるといったら止められるんじゃないかと、道路管理者だからと。でもいま市長がおっしゃっているのは、現行法の中でということは、おそらく道路法とか車両制限令とかいうことをおっしゃっているんですけど、他に解釈の仕方は全くないんですか。それと先ほど安藤課長が言われた中で交通の安全とか、今おっしゃいましたけど、それだけじゃなくて粉じんとか騒音とかの問題もあるわけですね、危険性も当然、もとより。そういうことを勘案した全ての中でいま法律の中でおっしゃいましたけど、それはおっしゃったとおり他に方法がないということなんですか。

副市長

これは、もちろんいろんな法にはそのケースケースで解釈がかなり違ってくる場合がありますから、100%不可能かということ、しかし、いろんな種々の判例等も調べてみましたけど、非常に厳しいものがあるという判断のもとでやっております。それで質問者が言われた粉じんとかいろんな問題については、先ほど来、課長が説明いたしました地元住民の方、それと行政と業者の3者です、例えば、一番これも私も先日地元の説明会にお伺いしまして、陳謝いたしましたけども、その中でやっぱり朝の通学時間帯に非常に危険だということを非常に訴えられておりましたし、私もたぶんそうであろうというふうな推測をいたしますので、例えば特段のことがない限りは車を通学時間帯は原則として例えば制限するとかですね、粉じんについてはこまめに水まきをしていただくとか、そういう3者ですね、きちっとそういう話し合いをやって、現状よりは少なくともよくなるような方策も行政としては当然、これも配慮しなければならない、当然考えなきゃいかん問題ですから。それと車をですね、道路、いわゆる徐行で運転してもらう、その区間をちょっと長めにとるとかですね。どうしても例えば通学時間帯に通らないといけないときは、これは私の考えですけれども、そのときは例えば業者の方が事前に地元の代表者の方に明日はどうしてもこの時間に動くからという通知をしていただいて、そのときは地元の業者の方が誰かその安全のために人を配置、一人二人確保のために配置するとか、そういうようなあの、もちろん3者の中できちっと協議をしてもらわないと解決しないと思えますけど、この3者でお互いにあそこの通行の安全については話し合って、きちっとそれを守っていきましょうという形を取らせていただきたい。それとまた、自費施工願いととは別に道路管理者として一定の、先ほど言いましたようにガードレールとか何かということが市のほうでできるものがあれば、これは当然またしかるべき予算措置して早急に対応を。もちろん地

元の方はそれでいいかどうかは別といたしまして、これも話し合いになるんですけども、そういう形で少しでも現状よりはよくしていきたいというふうな思いを持っております。

瀬戸委員

いろいろ困ってあることに対しての方法、手段、あくまでもそれは通すということを前提の方法、手段であったと思うんですね。いま私が聞いたのは、いま言う法の解釈の中で私もそれを読んでからよくわからないんですけどね、弁護士じゃないですから。その中で通さないと、全く、そういうことは、まあいろんな諸般を調べてと言われましたけど、それは全くないわけですか。

土木管理課長

道路管理者といたしましては、道路法に基づいては直接通行禁止という場合が、できる場合は道路の破損とか工事、冠水など危険な状態の場合に限られておりまして、この違反車両の通行に対しては直接禁止をするような権限は与えられておりません。もう一つ、車両の通行につきましては、道路交通法という法律がございまして、車両の通行に対しての法律でございますけども、県の公安委員会等で定めた制限等の中で規制を行いますけども、こちらのほうで行うということも考えられます。

瀬戸委員

となると初めからですね、その道路制限令とか道路法とか道路交通法とかの中でわからないで止めると。いわゆる、あのときは今の部長さんが次長さんでいらっしゃったときに、幅があると。幅があるんだということで、市長もそういう答弁をされたかと覚えてます。で、なかったら書いてあるように止めますよと。しかし、いま言ったようにあると思われたときには、そこに副市長が言われたようにガードレールとか、歩道とか、そういうことをつければ安全に、皆さんが安全に思われるようにつくって、そういうことはできますよと。それはあくまでも道路幅があったときの話だったかと思うんですね。でも、現実になかったら止めますよということで、いま言ったように皆さんはこれで止まったと思われたわけです。そしたらいま法律がそういうふうになっているのに、法律をよく解釈しないまま、いわゆる地元の皆さんに言ってしまったと。だから、いまだに皆さんは止まると思ってあるわけです。今度17日にどういう説明会があるのか知りませんが、17日にそういうところは説明されるんでしょうけど、それとですね、もう1点、十分に納得いく、きちっと法的に納得いくようなことをしてもらえないとなかなか皆さんもですね、はいそうですかというわけにいかないと思うんですね。それと請願の議決をしております。議会で、議会もこれがわからなかったんですね、結局。止められると、いま言ったのと同じです。5メートル未満の箇所については通行禁止、通学路については通行制限の措置を直ちにとるように強く要請するものですと。そして、これを議決したわけです。今さらになって道路法があったから、いま私も道路法を読んでわかりますけど、ある程度は。でも、このときは私たちもわかっていなかった、それは私たちも悪いかもわからん。でも執行部側もこれを議決させる前に、そういうことがわかってなくてはいけなかった。だから、みんな勘違いをさせられたようなね、話で、一番困るのは地元の方ですよ。今回、いま見ました待避所ですか、この。例えばいま図面が下に出てますけど、その幅の問題とか、私まだ今日初めて見ましたから勉強してませんが、例えば1日に何十台通るとか、何百台通るとか、もしこれができるにしろですよ、できるにしろ、そんなものが、何百台通ってどれくらいの幅がいるとか、そういう規程とかいうのはないんですか。

土木管理課長

待避所につきましては、道路構造令の中に、その規格といえますか、が規定されております。この待避所の規格の中では、すれ違う、法に規定されている最大限、2.5メートルでございますけども、これがすれ違える車道幅員となります5メートル以上を確保をする規格となっております。今回はこれを5.5メートル、それから待避所の長さを20メートルということで

計画されております。これはあくまでも、郊外におけます道路において通行が許されるといいですか、可能となる幅員がない所でもこういったすれ違いをできる場所があれば、通行が可能というような中で規定されておりますので、当然この待避所間とか、すれ違いの間の狭い幅員については基本的には幅の広いものはすれ違えないこととはなります。それでありまして、一定の交通量が何台以上とかいうことについては、きちとした規定はございませんけど、そういった数については一定の制限といいますか、そんなにたくさんのものが片側通行が可能かという、そこまではちょっと判断しにくい部分ではございますが、そういった内容でございますので、大きな交通量にはならないというふうに考えております。この待避所があるないというのは、それがあることによって車両がその道路を通行できるということでございます、依然としてその待避所間なり、幅の広い道路から待避所までの間というのは、幅員が狭いものでございますから、この中をすれ違うということは車両制限令に違反となりますので、全く中に侵入できない、通行できないということではなくて、今回のこの待避所設置案というのは大型車が通行できるという道路になるということでございますけども、一般の道路のように常時、その間もすべてすれ違いができるということではございませんので、通行量に関しては限定されるんではないかと思われま。

瀬戸委員

いやいや、そのおっしゃっていることはわかるんですがね、私が聞きたいのは相当の台数のトラックが、まあ現場があるわけですから行ったり来たりするわけですね。いま言う、よけて通行される場所で、待避所でよけて通れるとかいうのはわかるんですけど、幅ができれば、そこでは離合ができるというのはわかるんですけどね。私が言っているのは全体的に台数が多かったときに、この待避所の距離とか、その待避所の大きさとか、そこに何台トラックが待てるのかとかいうのが、何か規定があるんじゃないかなと。そういうことを言っているんです。

都市建設部次長

構造令に基準が書いてありますけれども、300メートルに1カ所ということで、構造も決まっております。台数の点については規定は何もございません。

瀬戸委員

例えばですね、いまの待避所に3台停まっていたと。後ろからも入ってきたと。3台入るかどうかわらんけど、2台か3台入っていったと。そしたら前からよけているから、来たと。そしたら後ろが突っ込んできたと。ということは、その待避所には車が停まっておるといったら、それこそまたそこがちんこするわけですから、どちらかはバックして、そのまた次の待避所までバックしてよけるとか、よく私たちも狭い道をバックすることがありますけど、しかし、それだけ頻繁に出入りする所ですから、その辺が法的に問題がないのか、あるのか、それはしっかり教えてもらっておかんと、あなたたちがこんなこと、まあこれも実質的には地元は多分反対ですよ。反対。しかし、あなたたちが言ってる以上は、そのくらいのことはきちっと調べて言わないといけなんでしょう。どうなんですかね。

都市建設部長

台数の部分につきましては、20メートルですから、2台から3台がいいところかなと、あれは約8メートル近くありますので。ただし、いま委員言われますように、台数が多くなったらどうなるのかという問題はあります。現段階ではその状況がよくつかめませんので、そこら辺は状況を見ながら、またいろいろ検討していきたいというふうに考えております。

瀬戸委員

部長ね、状況を見ながらという話はもうした後につかえたとか、そういうことが起きているという状況を見ながらということじゃ、僕は絶対だめだと思いますよ。いま現時点で、現時点でそういうのをきちっと解決していないとだめですよ。そうしないと地元はものすごく困るわけですよ、それだけでも。それはもうつくってみて状況が悪かったから、ちょっとそれから改

善ましようみたいな話は、これはないと思いますよ。で、その辺も含めたところできちっとしたね、そりゃ法律にないことはできないことは私もわかります。しかし、いま言ったような本当に地元として迷惑がかかっていること。粉じんとか騒音とかいろんな面がまだあります。そういうことはきちっと把握してもらって、真摯に市のほうとしても対応してもらわなくちゃいけない。そして、そういう問題も片付けてもらわなくてはいけない。だから、それはよく副市長考えて。いま部長が言われたけど、ああいう答弁じゃあ私もちょっと納得がいきませんので、よくその辺は副市長に要望しておきます。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

小幡委員

おはようございます。きょうはいまこの明星寺地区の、経過報告はいいんですよ。前回の当委員会の後の経過報告は承りました。その後のこの何か図面が出てきておりますが、これは何、我々にこれを認めてくれという話なの。そこをちょっとはっきりしてください。

土木管理課長

今この案が自費施工承認という形で提出されておりますので、今後これにつきまして検討していきたいということで、中身について説明をいたしたところでございます。

小幡委員

事業者側から申請が出た中身ということですね。これを市のほうで図面化したわけですか、これは。

土木管理課長

提出された図面でございます。

小幡委員

じゃあ、これは事業者側からの計画案というか申請の内容ということで、報告ですから我々は受け取っておいていいということですね。こういうことで検討していくということ、あなた達はいま言っているんでしょ。

土木管理課長

はい。出てきた図面を資料として添付させていただいております。1枚目の図面につきましては、こちらは以前から委員会のほうで資料として付けさせていただいている明星寺団地の北側の道路に施工箇所を記入させてもらっております。位置図でございます。

小幡委員

だから1枚目が市の図面ね。Aの平面図とかはこの図面なんですか。正確に、何枚かしかないんだから、ちゃんと教えてよ。

土木管理課長

1枚目の待避所の位置図、それからA箇所の平面図、B箇所の平面図、それから交通誘導員の配置図、それからパトライトの、これは取り下げになりましたけども配置図と。これはそれぞれ申請された図面となっております。

小幡委員

要は全部申請者、事業者側からの申請図面ということですね。それでいいんでしょう。

土木管理課長

失礼しました。1枚目の図面だけが今まで委員会に提出してありました平面図、これとあわせておりますので、こちらは市のほうで付けさせていただいております。位置図の場所は申請者の位置をそのまま平面図の中に表示させていただいております。

小幡委員

よくわかりませんが、こういう方法で広げたいという図面がこれでしょう、基本的にはね。先ほど言いましたとおり、経過報告は承りますし、こういう図面、申請が出ているという

ことは承りますがね。ちょっとですね、去年の6月30日の第3回の飯塚市の定例会です、請願書が出ましたよね、6月の30日に。この請願書が出てね、請願の表題は「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両（車幅2.5m以上）の通行禁止を求める請願」と。2.5メートルとは何ぞやといったら大型ダンプですよ。これを通さないでくださいという請願が出たわけですよ。この定例会で経済建設委員会に付託されましたよね。それは間違いないでしょう。経済建設委員会、この委員会がこの請願の付託を受けてね、去年の7月4日に経済建設委員会の常任委員会で請願の説明を執行部から我々は受けたわけですね。説明を聞いたわけですね。それにのっかって1週間後、現地調査に行ったんですね。夏の暑いときに現地見に行きましたよ。大型車通っておりますね。それはもうこの委員会のメンバー全員行きましたので、記憶に新しいところですけどね。その後、当委員会のほうでこの請願に対する審議を行いまして、全会一致で採択したのね、この請願は。その請願の内容は、今の現状の道路を大型車両、2.5メートル以上の車両を通さないでくださいということでした。これは通していいものか通さないものなのか、現地まで見に行って、我々は長い間審議したわけですね。通さないでくださいという今この道路幅、幅員でね、通れるの通れないの、通す方法というような議論をいま説明されましたけどね。全会一致で採択した内容は、過去の経緯を全て我々は聞いて地元住民の請願の趣旨を十分把握して採決したんですよ。それで本会議にかけましたね。9月8日、第4回飯塚市議会定例会。これは26対1の賛成多数で採決しておるんですね。これで基本的には住民と住民の代表である我々議員は、あの道路は大型車両が通るのは適さないということで判断しておるんですよ。そこまでは間違いないでしょう。

土木管理課長

間違いございません。

小幡委員

その後ですね、去年の9月ですよ、採択したのは。10、11、12、1、2、3、4、5、もう6月ですから8ヵ月くらいかな、その間、実質上は地元の方々からの報告等を受けるとまだ通っていると。通らないでくださいと言っても通っているんですね。通るためにはいろんな方法、採択前に話しましたよね。スピード制限するとかね、安全指導員を置くとか、地元とのコンセンサスをとってくれとかね、いろんなことをやったんだけど、過去採択後の9ヵ月の間でも進展せずですよ、現地で幅員がまた我々に対する報告と違ったということで、謝罪という形で我々の委員会は受けたわけです。話を戻しますが、もうそういう採択したところの委員会ね、いま何をあなた達話そうとしてるのかわからないんですよ。だから、この報告は受けます。こういう申請が出たというのもわかります。それでいいんでしょう、それだけで。これはいま現状、先ほどちょっと委員から質問がございましたけどね、今の現状のままやったら通れないんでしょう。それだけ明確に教えて。

土木管理課長

現在の道路の規格であれば、車両制限令にかかって、車道幅員の2分の1以上の車両につきましては通ることに制限がかかっております。

小幡委員

かかってますよね。2項ですかね。だから、それでいいじゃない。

土木管理課長

現実の道路としましては、車道幅員が5メートル未満でございますので、制限令の制限がかかる道路ということは先ほど申しましたとおりでございます。ただ、現在この道路につきましては、車両の通行認定という申請がございまして、この認定をした大型車両につきましては通行を認定しておるところでございます。

小幡委員

だから、今の認定は執行権を持って判断されて、申請者の申請どおり認定したわけでしょう。

まあそれは新聞等で1日で決めたとか何とか言うのは日数の問題じゃないんでしょうけど、現実認定して今月の15日までは通れるよということでしょう。だから、通る権利を、なんですか、通りたい人はそういうふうに随時認定をもらうための申請をやっていけばいいでしょう。通れない道路を通りたいときは、我々は申請して通してもらいますよ、期間限定で。それでいいんじゃないですかということを行っているんですよ。それに対しては。

土木管理課長

道路の制限は先ほどから言っておりますように、道路が狭いことで大型車が通れないというか、通れるには制限がかかる道路でございます。道路管理者といたしましては、道路につきましてはある程度整備をしていく中でですね、不特定多数も含めて一般車両が通れるような道路を整備していきたいというふうには思っております。それで、いま委員さんが言っておられるような、通りたい人が認定をとるということになりまして、その一般に知らずに通っておられる不特定多数の車両については、依然として車両制限令ということの中でその制限が加わることになりますので、一定のそういう制限令のかからないような道路になりますと不特定多数、通りがかった車両についてはその制限令がかからない道路になるかと考えております。

小幡委員

あなたが今説明したのはね、今もう通れないよという看板を立てとんでしょうも。間違っただけで通ったらいかんから通れるようにしますと。どういうことですか、それ。どこの道路でも通れない所は通れないんですよ。いま私が言っているのは、通れない道路をどうしても通りたいときは、特殊車両の申請をすとかね、期間限定の通行許可をとるとか、そういう方法があるでしょうと。そういう方法であれば、いくら管理者でも道路はとめられないというのは十分認識してますよ。ですから、ちゃんと通るに必要な条件を整えてですよ、申請をされれば通していいんだから、現状のままでそういう場合はそういう対応ができるんだから、これでいいじゃないですかと言っているんですよ。いいか悪いか言ってください。

副市長

通行認定そのものの制度はですね、おそらくご存じだと思いますが、これは半永久的に通行認定ですといきましようということを前提に私はしてないと思っております。やっぱり一定の工事の期間とか、道路に何か障害があった時とかですね。例えば奥のほうでまあまあ私もその専門家じゃありませんので、例えば奥のほうで山のほうでダム建設工事をするという狭い道路があるときに、それは例えば1年とか2年とか期間限定でしょう。じゃあ通行認定はじゃあそのまあ、極論を私言いますと、例えば10年間出てきた、じゃあ10年間まとめて認めましようというこういう話に、私は制度そのものはなっていないと思っております。これはある一定の期間限定で、我々が許可したのは、当初パトライトと1カ所の待避所ということで、これは検討に値するというので、通行認定15日まで出しましたけども、そして我々がいろいろその案を、担当は説明しませんでしたけど、検討していく中で、1カ所ではこれは無理ではないかということで、2カ所という案が出ております。そして業者のほうから2つのAとBの2カ所の図面が出て、先ほど瀬戸委員のほうから質問がありましたけども、通行量によってはこの待避所で十分なのかというご質問もいただいております。こういうことはまた我々が今度は検討していく中で、構造令の中では車両の通る台数によって待避所設置の長さとかですね、いうものについては特段の定めがないというふうに担当のほうも言いましたけど、現実問題として非常に通行量が多い場合には、なかなかそれも非常にそういう可能性が非常に高いということであれば、もちろん場所によってそれが可能かどうかは別といたしまして、もう少し待避所の長さをですね、あと10メートルぐらい延ばさないかんのではないかということは、これはまた今後の問題でございますけれども、通行認定ですといくということは、基本的に私はいけないと思っております。また私は当初言いましたように、我々に与えられている現行法の中ではこの自費施工願いということに対しましても、ひとつのこれも一定の制度でございますので、

これを道路管理上という理由以外で道路管理者が裁量権を持ってありますが、それ以外であることについては非常に乱用にあたるというような判例もございます。これは全てではないと思っておりますけれども、そういうことを全て勘案いたしまして、検討に値するというので、通行認定を出している。だから、通行認定でこの自費施工願いをやめて、ずっといけばいいという問題ではないというふうには理解しております。

小幡委員

副市長、通行認定のノウハウを私は聞いたわけでも何でもありません。いま通れない道路を仮に通る場合は、通行認定を受ければ通れるんじゃないかと言ってるんですよ。期間限定というのは知っていますよ。何十年も通れるわけではないんだから。だからいま通れない道路は通れないんだから、わざわざ通すようにしないでいいんじゃないのと言っているんですよ。要は我々がさっき言ったのは、採択してるじゃない、市民の要望に。これは議会の採択じゃないんよ。請願というのは議会を通して、代表の市長にこういうことを伝えてください。我々の気持ちを伝えてくださいということで我々は全会一致で採択したんです。委員会に報告は受けますと言ってるじゃないですか。申請の内容の説明もちゃんと受けましたと言ってるんじゃないですか。ただ、いま言っているのは、いま現状の道路を何でいじるのと言ってるだけの話。さっき、法律のことを言われましたけれどね、幅員で通れる道路はたくさんあるんですよ。ただし、先ほどちらっと言われたように、通学路とか、事故が頻繁に起こるとか、そういう所は道路管理者が公安委員会、警察と話し合って通行を制限できるんですよ、これ。法律の上にあるのが管理者の権限なんですよ。上位法がありますけどね、その法律のもっと上にあるのは社会的な一般常識、モラルなんですよ、これ。そのモラルに従って、常識に従って法律というのはできてるんですよ。だから六法全書で書いてあるのが全てではないし、それはケース・バイ・ケースで自治体で、もしくは議会で判断してくださいということでしょう。通れるけれども子どもがたくさん、嘉穂東高校の前はそうじゃないですか。子どもがたくさん通るんで、車通れますよ。ただし時間制限して通行止めをしているじゃないですか。私たちの地域でも幅員が十分にある所がある、7メートルある。大型は通っていい、でも警察は大型通行を禁止にしていますよ。これはなぜか、子どもが通るからですよ。幅員は関係ないの、これ。通れるけれども、社会情勢的にここは頻繁に子どもさんが通る生活道路である、これは危ないねということで制限しているんですよ。あなた達、いま幅員とか道路幅ばかりでなんか話をされてますけれど、請願の基本は過去のいきさつを鑑みて十分検討して下さいということでしょう。何度も言いますがけれど、全会一致で採択したこの委員会にあなた達がいくら何を言ってもね、なにも広げなければそのままでしょう。現状で地元の人と事業者と十分話し合って、それからどんなふうにならやっていくかでしょう。過去のいきさつで地元の方々は、その業者さんが仕事はしていいよ、でも法にひっかかるような事業をしたとかね、いろんなことが我々の委員会で報告があったじゃないですか。そこんところは是正、改善がなされないままに道路の幅員だけで通れる、通れないというこんな議論をしても無駄ですよ。ちゃんとその全体を考えて執行権をしっかりと持っているんですからね。行政のプロとして対応してください。

委員長

他に質疑はありませんか。

道祖委員

まず確認させていただきたいと思いますが、小幡委員も言っておりましたけれど、これはこの委員会で8月25日に全会一致で採択されて、9月議会で賛成多数で採択されたものですが、今回は幅員が5メートルあってそれが4メートルというふうになら車の通行に制限がかかるというふうになって、今こういう形で議論しておりますけれど、9月議会で採択された内容は確かにあの時は道路幅があるから、車は通れると。しかし、住民はやはり安全の問題でどうかしてくださいということだったんですよ。だからそれを私どもは採択した。その採

択した後に市民の安全を守るために本日までどのような取り組みをやってこられたのか。この問題が生じる前にね。僕が言いたいのは、議会で採決された、採択されたものがなおざりにされてきてたのではないかということをおもうわけです。これは幅員があるままだったらすね、現状のままということですね、議会を軽視した形でその現状のままですってはないかと、たまたまこういう問題が生じたからですね。いろいろな方法を考えてきましょうという、また振り出しに戻ったような形になってますけれど。採択してからこの間、どういう対応をされたのか、お答えいただけます。

副市長

議会のほうで請願が採択されたその重み、それから市長が住民の方の意を受けて、事務方のほうに通行止めはできないかという指示があったことも、これも大変重いトップの思いですから、それを受けた中で種々所管課のほうと建設部のほうと検討していく中で、私が冒頭言いましたように、現行法の中では非常にそれが困難であるということ。それとこれは大変申しわけないことですが、先日3月26日に住民の方と建設部が立ち会った中で、初めてうちのほうに本当に初歩的なミスで申しわけないんですけど、道路幅の幅員が足らなかったという問題が発覚いたしました。正直私もそんなことはないだろう、そういうミスはないだろうというふうに思っておりましたけれど、そういうことですので、特段のそれまでの議会、あるいは委員会であの道路はその車両制限令にひっかかりませんよという形で答弁をしてきて、ただ住民の方が言われておったことで、私は議会の請願を重く、当然ながら考えておりましたし、あの道路についてじゃあ公費でもって車が通れるように道路を改善して例えばするということに対しても、ただ現状ではなかなか住民の方は車を通さないということが最大のお願いでしたから、それも難しいだろうと。一応試算あたりも正直私は前都市建設部長にどのくらいかかるかということを見せて、予算にもどうだというふうなことを一旦考えてみました。しかしそれは住民の方の思い、議会の請願を考えるとなかなか現状では予算に計上するのも難しいだろうということで断念いたしましたし、その点については宮嶋議員のほうから一般質問が何かあったときに、できればその市のほうでそこまで考えているから地元の方を説得していただければ、公費でそういう思いがあるんですよということで、ちょっと私答えた記憶はあると思うんですけども、だから何もしなかったのではなくて、一応そういう検討をしましたが、現状では住民の皆さんは止めてくれという、多分思い入れが強いということがあってますし、それを議会が採択したとも私は思っています。それを受けて我々が処理していく場合には、やはり法との関係をどうしても考えるものですから、そこでなかなか難しい問題が出てきたということでございます。

道祖委員

要は現行法では無理だということで制限するのがね、それは承知してますよ。だけどですね、請願の中身はやっぱり安全が脅かされてるということなんですよ。車を通すためにという道路改善をしてくれという話じゃないんです、基本的には、安全を守ってくれということだったんです。だから請願を採択してるんですよ。今の副市長の答弁であるならば、車を通すためにその道路の改善はできないと。そういうふうな答弁でしょう。だけど物の考え方はやはり安全なんですよ、住んでる人達の住民の安全。それを考えるならば、道路の改善はできたんじゃないんですか。特に通学路であるから安全を守ってくれということであるんですから、委員会の中でもカードレールをつけることができないか、歩道をつくることができないかということはいろいろい言ってきたわけです。前部長は、それは今後検討していかなくちゃいけないという答弁だったんですよ。土手側を削り込んで歩道を、現行の道路幅では歩道を確保するのは難しいと。だけど安全を確保するためには歩道をつくると。つくるならば道路をやはり土手側を削るとかね、そういう方法があるわけでしょう。ところが、あなた方は採択されたけれど、結果として何の支障もないから現行のまま放置したのと一緒じゃないですか。要はいろいろあ

あなたが説明しましたけれど、結果として議会軽視、結果として委員会に報告はこういう形で考えておりますとかいうことをですね、報告が一切ないんですよ、議会に対して。それがあってしかるべきじゃないですか。議会でそういうふうに採択されてるものですから、住民の皆様には最善の方法はできませんけれど、次善の方法としてこういう形で考えていきたい。そういうことを説明するのが行政のあり方じゃないかと思えますけれど、その点についてはどう思います。

副市長

もちろん議会を軽視するというようなことはさらさら思っておりませんし、いま道祖委員が言われたようなことは地元でですね、ちょっと出たんですよ。道路を広げたらどうだと。しかし地元住民の方ははっきりとはですね、それは否定されたんですよ。住民の願いは車を止めることだから、道路を改良して車をどんどん通すなんて話には一切のられんということをお私は何いしました。それで片付くのであれば、道祖委員が地元の方に言っていただいてそういう方向が可能なら、補正でもなんでも組んでですね、通したいと。もちろん安全を確保してガードレールをする、幅員を広げる、車線もきちっと引くとか、しかしそれは私はおそらく住民の方の願い、ただ今回の件にしても、住民の方は車が通ること自体について環境も改善されない。また大型道路ダンプが通る、粉じんがする、騒音がする、非常に迷惑だという思いは私も。ただ、行政が持っている次善の策としてそういうことを今後、この案でいかせていただければ地元の方とよくご相談をして、先ほど言いましたように、地元の方と行政と業者の方で、安全な通行についていろんな考える策をお互いに協議して、またそれを業者の方にきちっと守っていただくという方策を、ベストではないということはおわかっておりますけれど、ベターな方法として、こういう案を今検討しているということをおこの委員会に、当然採択されましたから、一応こういう問題は具体的に3月26日に足らなくなった、道路が足らなくなったということの思いをやってきました。請願が採択された時には私は道路の改良ということがまず頭に浮かんで、担当のほうに指示をいたしました。もちろん結果として、それが表に出ておりませんから何もしてないではないかということについては、それはおっしゃるとおりだというふうに思っております。

道祖委員

あなたはいま地元でね、相談したら地元の意思是車を止めたいんだからと、止めたいんだしたらいろんなこと考えたって一緒じゃないですか。何を委員会でどうしますとかいうことを報告してるんですか。これをやりたいとか言ってるんですか。止めたいという意思があるんだしたら何しても一緒じゃないですか。

副市長

議会のほうも住民の方の意に沿って採択されたわけですよ。ただ行政としては地元の方に対しても満足のいくベストな方策ではないですけども、その重みを知ってますからやっぱり議会在、住民の代表の方が採択されたことですから、やはりこれは一定の報告をしてこういうことだという形で臨みたいということで、報告をさせていただいておるといってございませう。

道祖委員

あなたは止めたいという意思があつてね、この待避場所が2カ所でね、この距離で足りるわけじゃないじゃないですか。これで地元で持って行ってから同意を求めますと言つたって、これで住民の、例えばA箇所を見たらですね、これは住宅の所ですよ。だけど住宅はこれ以上張りついていて、これ以上の長さがあるわけですよ。あらかた100メートルぐらいあるんじゃないかと思えますけども。けど、残りの何十メートルの所の住民の人はですね、待避場所があつたとしても車は行き来してるから、やはり不安を感じるわけでしょう。だからいくら話を持っていったって話はずかんでしょうも。業者さんがこういう話を持ってきてますから、これでいき

ますから、よろしくと言って帰ってくるだけですか。それはまた議会が請願を採択した意味合いから言うと、ちょっと違ってくるんじゃない。あなた方は、その問題は道路の幅が制限にかからないうちにこれをきちっと対応しておけばですね、それで住民の人もある程度納得はあったかもわからないと思うんです。ところが、最終的に道路幅がない。これは行政としても困ったことになったわけでしょう。でしょう。だから今こういう話をしているんでしょう。だから議会が採択したことについて軽視してたから、ほっぽりだしたからこういう結果になったんでしょう。住民に対してどうだこうだという説明もあるかもわからないけど、委員会に対しては、議会に対しては一言も次善の策としてこういうことをやりたいということを一言も言ってないですよ。もし議会が採択して、そういうことを、あなた方が取り組みたいと、次善の策でこういうことをやりたいということを議会に言ってきてるならば、それは今あなたがおっしゃったように、この請願されている紹介議員さんたちがすみませんと、あなた方の思いは100%ではありませんけれど、幾分か思いは通じましたという説明もできたかもわからないじゃないですか。そうでしょう。しかし、いま出されているこれをこういう形でやったとしても、本当に当初出された請願の中身がクリアーできるのか。その点ですよ、それについてはどう考えているんですか。

都市建設部長

今の待避所、2カ所の部分でございまして、その部分でいま業者のほうから出てきたわけでございます。これを今からまた検討するわけでございます。いま委員言われましたように、住民の皆様の意見の部分も、今度17日の説明会もあります。その中でもいろいろ検討しなければならぬし、今後もそれを見ていかないといけないというふうに思います。

道祖委員

この案は業者から出てきたと、それで17日に説明会がありますから、業者さんからこういう案が出てきてますからこれでいかがでしょうかということを持っていきます。あなた方は行政でしょう。業者さんの説明を行政が何でそのまま受けてから持っていくんですか。先ほどから指摘されておりますけど、その待避場所を、何と言うんですか、待避場所がこの長さで足りるのかとかそういうことを指摘されてますけど、あなた方はこれで足りると思って持っていくわけですか。

副市長

確かに議会で請願されたことで、いろんな事前の説明等々が不十分であったということはご指摘のとおりかも知れません。ただこういう待避所の問題、これは実は昨日出てきたということで、先ほど瀬戸委員の意見でありましたように、また道祖委員のこれでいいのかと。ただ、これが1つの検討に値するというふうに我々現行法の中で思ったものですから、このとおりいくという訳ではないんですよ。こういうことで議会の意見を聞く、また地元の方においても、先ほどから言う、我々の今の現状ではなかなかこの案である程度やむを得ないところがあるだろうと。ただこれについて先ほどまだ地元のほうにお伺いして説明する中で、同じような意見が、例えばひょっとしたらいい知恵があるかもしれません。本来は行政がきちっと対応すると、考えると、住民の思いをどう思っているのかというご指摘もあるかも知れませんが、そういういろんな意見を伺った中で総合的にですね、これはひとつの考え方としてやむを得んなど。ただ、これにまだ補足するものはいろいろ、もちろんこれは昨日出てきたばかりですから、うちのほうも細かくは協議いたしておりません。ただきょうの委員会に、前は1カ所にコーンを立てるという案で私は前回地元の説明に行きました。そうするとコーンは、コーンというのは、出された申請者の思いは自分たちが物理的にどんどん通れない、片側しか通れないという意味を示す上でコーンをつけましょうという形で出てきたわけですね。しかし地元の方からそういうものがつくると大型ダンプがあって自分たちが車で通るときに通れないじゃないかと、そういうのは逆に困るという意見も出ました。だったらコーンはだめだなど。それをいろいろ精

査していく中で、行政としては1ヵ所ではだめだよと、最低2ヵ所、300メートル以内という車両制限令と道路構造令ですか、この2つが微妙にその長さが違うもんですから、それにあわせて2ヵ所必要だということをお話したら、案が昨日できたということで、これについてまた先ほど言われたように長さがいいかどうかというのは、今後内部でまたよく検討しなければいけないというふうには思っております。

道祖委員

先ほどから言ってるようにね、制限がかからないときにね、次善の策というものをきちっと考えてないからこういう事態になって、業者さんから出されてきたものを、そのまま右から左に説明に行くみたいな形になる。これができれば法律的には車を通すことができるんですよ。だけど、それで安全が確保されるのかという視点からいったときに、あなた方は持って行ったときに市民の皆さんからそれを指摘されて何と答えるんですか。行政としていま言ったことに対して指摘されたときにどう答えますか。せめて業者さんはこういう考えで持ってきましたけど、行政としては、あなたが言っているのは待避所を1ヵ所で持ってきたから2ヵ所に指導したと、それだけの話なんですよ。それで大丈夫なのかということをお、もう少し行政としての考え方、安全対策ということをお、十分考えた内容を持って住民説明に行かないと、それは真摯な話し合いにはならないんじゃないですか。だって、あなたが言ったように住民の皆さんは車を止めてくれというのが、ですから話にならんということで、あなたならんやったんですよと一所懸命言ってるんですよ。ならんやったものをなるようにするために、あなたの努力は何をおやっているんですかと言っているんですよ。

副市長

要はあそこの道路が大変危険であるとか、粉じん、騒音もあるでしょうけども、振動もあるでしょう。ただやはり住民があそこの、特に一番当初からご意見が多かったのは朝の通学時が大変危険だと。もちろんあそこを通る車の時間帯というの、多少営業時間の関係で、例えば朝方と夕方とどうなのか私も正直まだ報告を受けておりませんが、ただ安全面に関してはお、今よりは少なくとも、先ほど言いましたようにこの3社、地元の方がOKされるかどうかは別として、行政と地元の方と業者できちっとその安全対策の可能な限り打てる手は全て打ってはお、そういうものをつくり上げていきたい。またこれとは別に、行政のほうでそういう安全対策がとれるなら、それについては全力を挙げて臨みたいというふうには思っております。

道祖委員

思っているのわかりますよ。だけど、具体的に示してないじゃないかと言ってるんですよ。そのまま捨てておいたじゃないかということをお言っているんですよ。そうでしょう。じゃあ車を止めることが現実的に可能なかどうか。

土木管理課長

先ほどからご説明していますように、道路管理者として車両制限令におきましては通行の中止ということをお命令するところの権限が与えられております。このため直接止めるというような部分ではできません。ただ、道路交通法とそちらでの大型車の通行止めという方法もあると先ほど述べさせていただいております。

道祖委員

止めることは可能なんですか、本当に。いろんな法律の中で、例えばその業者さんが奥にあって営業権がある。

土木管理課長

それぞれ車両制限令にしても道路交通法にしてもはお、大型車の通行止めということはおありますけども、その中には大型車の通行許可というようなことで許可証をもらいますと通行が可能となります。だから現実には車両制限令におきます車両認定と、それから特殊車両の通行

許可、それから道路交通法における通行許可等がございますので、難しいと思います。

道祖委員

許可せざるを得ないんでしょうも。だから、あなた方は待避所をつくるというような案が出てきたら、これでどうだろうかということを経元に相談したいということでしょう。そういうことでしょうも。だから、その中で住民の安全を守るためにはどうするんだということを言ってるんですよ、私は。そういうことがわかっている中で採択して、安全対策をあなた方は何も提案されなかったということが、まず議会軽視だと言っているんですよ。そして問題が生じたら、ばたばたこういうふうに委員会を開いてね、議会の皆さんどうぞ知恵を貸してくださいみたいなことを言ってるけど、それはあなた違うんじゃないですかということですよ。車を許可せざるを得ない。じゃあ、するにあたって住民の安全を、住民の感情を全て満足させることはできないけれど、次善の策としてどういうことがあるということについてですね、十分検討して、そしてそれを住民の皆様提示する。第1案はこんなもの、第2案はこんなもの、そういうものをしない限り、何やったって一緒でしょう。単純な話、業者さんからこれが出てきたから、これで許可してしますよと、それが本当に再三言いますが、請願の趣旨に沿った内容なんですかと言っているんです。それをいつまでに、どういう形で出すんですか。17日にこれを持っていったも話にならないと思いますよ。私自身が住民だったら納得しません。

副市長

ご指摘の点はですね、ごもっともだと。内部ではですね、例えば具体例はまだですけど、例えば明星寺団地から下りてきた交差点の改良ですね。あの辺が非常に上から自転車等が、学生さんあたりが非常にスピードを出して下りてくるというようないろんな問題がございます。そういうことを含めて内部でですね、市でできる例えば違う所の、もう少しこの先の生徒さんの通るところを拡幅してガードレールの設置が可能ならガードレールを設置するとかですね、これは今から具体的にやりますけど、そういう交差点の改良からなんか市のできるところを、ただこの前私が地元にお伺いしたときにはそういう費用も含めて、全て一切合財、極論ですけど、その方は極論を言われたと思うんですが、特定の業者さんが使っているから、公費を使うことはまかりならんというご意見も出たんですね。全ての方がそうは思っていないと思いますが、我々納めた税金で、ここを改良するといいますか、そういうことに一切使ってもらっては困りますよと言われた方もございます。もちろんそう言われる意味も全く理解できないというふうには思っておりませんが、ただ、行政としてじゃあ今ご指摘のように、この案だけで全てが解決するとか決して思っておりません。あらゆる、もちろん早急にこれとあわせて、先ほど言いましたように地元住民の方の安全というものに対してとれる手立てがあればできるだけ速やかに検討して、そして対応していきたいと。じゃあ具体策を持って来いと言われると、まだ今それは内部で検討させております。ただ17日に、何もないうまま行って理解得られるかということは、確かにご指摘のとおりだと思いますので、17日までもう少し具体的にですね、そういうものが提示できるように努力していきたいというふうに思っています。

道祖委員

せめてね、閉会中に特別にですね、議会に相談して、3日に住民に説明に行き、住民からいろいろな批判を受けて、そして再度17日に説明すると。だから急ぎよ委員会開いてですね、対応をこういうふうにするんですよというふうにするために、きょうの委員会開催を申し込んだんでしょ、執行部が。そうであるならね、しつこいようですけどもう少し具体的に、やっぱり住民のことを思った内容のものをね、提示して、そしてこういう形で住民に説明に臨みますよというようなね、考えをすべきじゃないですか。何のための委員会なんですか、これ。17日に説明した後に、また委員会開いて説明せざるを得ないですよ。住民からこういうふうに言われたからこういうふうを考えます。そういうやり方やっていかなくちゃ仕方ないですよ。ただ、言いたいのはね、やはりいろいろな意見があるかもわからないけれど、全ての住民

の皆さんの意見をすべて聞くわけにはいかない、そこにはやはり行政の責務、大多数の意見を聞いて、安全策を考える、これしかないと思いますよ、私は。だから、そういう考えでね、きちっと住民説明会に臨んでいただきたいというふうに思います。これ以上言いません。ただ、はっきりしたのは、議会を軽視しているという姿勢だけははっきりしたということだけは言わせていただきたいと思いますけどね。

委員長

他に質疑はありませんか。

秀村委員

ちょっと初歩的なことなんですけど、2、3、お伺いしたいんですけども。そもそもこの待避所、これは業者さんの方から、こういうぐらいにしてくれとか、まあ、他から出たとしても、はい、どうぞという形でできるものなんですか。

都市建設部次長

業者のほうからですね、自費施工という形で出たものでございます。道路法の第24条、道路管理者以外のものが道路に関する工事の実施計画について道路管理者の承認を受けて道路の工事を行うことができるということがあります。この中で、業者から自費施工が出ているところなんですけども、これは土地を、市の土地ですので、1つの事例ですが、その先に明星霊園というのがあります。これが開発で出ておりますけども、手前の道路をですね、やはり自費施工ということで、法面を広げて4メートルの道路を6メートルから7メートルにした事例、まだ他にも事例はございますが、そういうのが自費施工の要旨でございます。可能です。

秀村委員

これは、別に業者に限らず誰にでもできるものなんですか。

都市建設部次長

図面等でいろいろ内容等を検査いたしましてですね、許可を出す形になっております。施工が終われば検査も行うと、写真等も提出してもらうという形になってます。

秀村委員

一般の人とかでも可能なんですよ、例えば、自分の所の家から出る所が狭い、市の土地がある、で、あるからちょっと削らせてくれ、申請出しますからと、そういったものも可能になるんですか。

都市建設部次長

内容にもよりますけど乗り入れとかですね、埋め立て、家の入口とかですね、内容によっては事例がございます。

秀村委員

わかりました。それじゃあですね、この交通誘導員配置図、これ見ると3ヵ所あるんですけども、これだけじゃ少ないですよ。実際私も何日か前に通ったんです、ここ。そうすると、いきなりこの入口の所で10トンが止まるんですよ。で、止まったその先は、先ほど副市長も言われたんですけど、自転車がスピードでおりてくるとか、ここは一旦停止なんですけど、かなり無視する人も多いんですよ。何年か前はここに白バイが張り付いてたこともありますよ。そういった道路なんですよ。何も知らずに前の車がいきなりそこで誘導員に止められて、ハザードを出す、何も知らない人は抜いていくと思うんですよ。それでかちあたりするんですよ。とても危険な所なんですよ。それにこの最初の誘導員と2番目の誘導員の間、これ住宅地ですよ、皆さんが住んでおられる、ここも出入りがあるわけですよ。子どもが出たり、車が出たり、これも危険だと思うんですよ。この3名じゃとても足りないと思います。先ほど副市長が検討するに値するかをお尋ねしていると言われたんですかね。

副市長

この案が現行よりも少なくとも改善策の1つとして検討に値する案であるから、現在この方

向ですね、次回の地元説明会に臨みたいというご報告。それと、言われるように、それはただ子どもの使いじゃあるまいし、市のほうで何かきちっとした考えを持っとかんといかんのじゃないかというお叱りを受けましたけれども、まさに私も言われることは十分わかりますし、地元の方の安全策というのはやっぱりきちっと受け止めてやっていきたいというふうに思っております。

秀村委員

住民の方は1番に安全、皆さん言われてますけれども、それともう1つ、静かな暮らし、これが一番なんだと思うんですよ。もともとダンプが通りそうもない道、ここに家を建てられて、生涯暮らしていこうと思っておられるんです。ですから、そこの辺も考えて、行政の方、もう少し両方の理解の得られる答えを出していただけることをお願いしたいと思います。

小幡委員

もう一度確認しますね。この委員会の冒頭、懇談会をやりました。きょうの臨時委員会は何の目的ですかということで、委員長から本日の招集の理由を我々は聞いて本委員会に入ったんですね。執行部の方にも聞きましたよね、今までの前委員会からは今日までの経過報告と事業者さんのほうからこういう申請が出てると。こういう報告を受けるんでしょう。この中身の審議するんじゃないでしょう。そこだけはっきり言ってください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:30

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

小幡委員、もう一度お願いします。

小幡委員

確認です。経過説明と事業者さんからですね、このような申請が出てきたという報告を受けましたので、それは受けますということで、この委員会を開いております。で、個々の委員の方々がいろいろ疑問に思ったことを質問するでしょうけれども、この業者さん方の申請されたこの案件に対しての提案がなされたわけじゃないんで、この中身の審議にも入っていないのかなということを経事進行上、委員長にも訪ねたいし、執行部にも訪ねたかった。私の見解としてはね、その中身までは入らずに今日は報告を受けるとということで、この中身の検討は今から執行部のほうでやられるということを先ほど聞きました。ただ、ひとつ聞きたかったのは今の前段はどうでもいいんですよ。副市長がね、こういう方法でやろうかと思ってますと言ったんですよ。後で議事録を見て、もう決定しているのかどうかを聞きたかっただけです。先ほどのいろんな委員の質問に対しては、きのう出たばかりですからと、検討しますし、17日の説明会でも地元の方にも説明しながらというような説明も片方ではされ、片方では副市長はこれで決めてますというようなことを言われたんで、訂正があるんなら訂正しておいたほうがいいんじゃないかなと思って言ってます。

副市長

これで決定しましたということでは決してございません。

小幡委員

決定していないということですね、確認しました。

もう1つだけ教えてください。いま事業者側のほうから通行許可の申請が出てますね。これが今月の15日までは通れるんですよ。16日以降、説明会は17日ですからね。16日以降はどのようになりますでしょうか。

都市建設部次長

この通行認定は、交通誘導員3名を配置している内容です。形としては更新という形になり

ます。内容については、適切であると考えております。現在、この通行状況もですね、一定の改善が見られておりますので、自費施工による待機場所設置までの暫定的な認定であることや、待避所設置案についても検討に値する改善策であることから、考慮して検討してまいります。

小幡委員

15日でいったん切れると。適切であるというのは管理者の判断で結構ですよ。16日に再申請がまたこれと同じ内容で出てくるんですか。だから、16日以降どのように進むのかをいま尋ねたんですね。それに対してお答えください。

土木管理課長

いま次長もお答えいたしましたように、現在の通行状況も交通誘導員3名による誘導でやっております。通行状況につきましても徐行、それから過積載等も一定の改善が見られるところではございます。このことから、申請はいま更新という形で出てきておりますけれども、その中身について検討していかざるを得ないとは考えておりますが、さらなるその改善策が、改善策といいますが、安全面にしてもそういったことがあれば、そのあたりを考慮して早急にその検討、判断をしていきたいというふうに考えております。

小幡委員

あのね、16日以降どういうふうになるのか、再申請が出てくるのか出ていないのか教えてください。出てるなら出てる、出てないなら出てない。出てるとすれば、この許可の日数が何週間あるとか何ヵ月があるとかそういうのを教えてくださいって言うてるんですよ。

土木管理課長

昨日出たばかりでございます。先ほど報告いたしましたようにですね。ご存じのように、15日で今の認定が切れるようになっております。それでいま出ておりますのが、期限を切った暫定的な6月30日ということが出てきておりますけれども、まだこれを実際に許可してあげるわけではございません。まあ、こういった議会、住民のいろいろ説明する部分もございまして、そのあたりはきちっと慎重に検討して対処していきたいということを考えております。

小幡委員

16日から基本的には30日までの再申請が出ているということで、我々は認知しておっていいですね。それをどうするかはまだ決まってないというのは分かっています。日数的にはまた2週間かな、が出てますということですね。了解しました。

委員長

他に質疑はありませんか。

松延委員

3点ほどお聞きしたいと思っております。まずはこの件につきましてはですね、道路構造令の担当職員が、具体的に申し上げますと車道幅員と通常にある幅員の解釈違いというふうなことで、市長も委員会、議会等でですね、訂正をし謝罪をされました。これに対して、総務部長いらっしゃいますけれども、その処分の内容をもう一度この場でお聞きしたいんですが、お願いします。

総務部長

処分の内容ということでございますので、担当の当時の課長補佐、現在課長でございますけれども、これに対して戒告、そして当時係長、現在の課長補佐につきまして戒告と、2人に対して戒告。そして上席の部長職につきまして文書訓告という形での処分を行ったところでございます。

松延委員

この案件につきましてはですね、職員を処分するまでの重要な案件なんですよ。私は言いたいの、一応制限措置命令を出されたら、先ほど経過措置の中でありました。出しながらすぐ数日後には通行許可の申請が出ましたから、通行許可を認めましたと。これだけ職員をですよ、

処分、要するに戒告、懲戒ですよ。地方公務員法の29条にある懲戒処分なんですよ。これだけ戒める処分をしておきながら、そう簡単にですね、それを解除するようなことをしたら、職員たまらんですよ。幹部の皆さん、ちゃんとやってくださいよ。道路管理者は齊藤守史市長ですからね。名前出るのはそこだけですよ。副市長、やはりですね、昔で言ったら助役ですよ。首長を助ける役目があるんですよ。助けてくださいよ。いま足ひっぱっているじゃないですか。はっきり言って。言わせていただきますけどですね。もう市長も今2期目のちょうど真ん中ですよ。そこら辺ところはやっぱり幹部の皆さん、一所懸命やっていただきたいと思います。そういうことで、いかにこの案件が重要であったかという、私も総務部長がお見えになってましたから、お聞きしたのはそこなんですよ。副市長、ご存じでしょう。懲戒処分ですよ、これ。単なる注意や文書訓告やないんですよ、先ほどの戒告は。残るんですよ、これ。そういうことですね、制限命令出した後のですね、簡単に申請が出ましたから許可しました。どういう理由ですぐ許可されたんですか。それだけちょっとお答えください。

土木管理課長

この最初に出てきましたパトライト案によりまず通行認定の申請ということで、このパトライト案といいますが先ほども説明いたしましたように、機械による、機械が反応してライトを点灯させて対向車に表示して、片側の交互通行をやるという方法なんで、これの実際の制限についていろいろ確実な反応ができるのか、そういったパトライトの表示がきちんと伝わって大型車のそういうすれ違いに対する、正常につながるのかというようなことは検討しております。その中で、次にパトライト案を取り下げられまして、自費施工による待避所の設置という案とともにですね、車両の通行に関しては直接交通誘導員を配置することで、人間による確実な誘導指示ができるのではないかとという点と、もう1点は現状をまあそれまで・・・

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:45

再開 11:46

委員会を再開いたします。

土木管理課長

申しわけありません。いま申しましたように、交通誘導員による直接の指示、誘導ができるということで、現状の何もしない大型車の通行状況を少しでも改善する策ということで認定をしておるところでございます。

松延委員

課長、あのね、今それは機械的なものだけであってですよ、やはりその地域の方の、市民の安全で安心というふうなことが確認できましたからというそういう言葉を出さんと、先ほど処分をしまでそう簡単に出すんですかというのは、そこを私は聞きたいんですよ。あなたたちは、先ほども副市長言われてますよ。自費施工しますとか言いながらですね、目的はその地域の方がですよ、安心して安全である道路にちゃんと通行できるということのためにやろうという、副市長、先ほど言っておられますよね。だから、そういうことが出てこんど、私にとってはおかしいんですよ。そんな簡単なもんですかと。だから処分された方の職員のことを考えたらですよ、その4人の方笑ってますよ。何か、そんなことで簡単に何かもう制限命令を解いたんかということ、おれ達の処分は何かち。先ほどの懲戒処分は大きいんですよ。知っているでしょう、あなた達も。まあ、そういうことです。もういいです、長くなりますから。

次ですね、この件についてひとつですね、先ほどの答弁からしたら、やはり自費施工というふうな向こうから提案される前に、執行部が自信を持って出すべきですよ。後手後手ですよ。全部後手後手に来てますから、皆さん方から不信感持たれて、皆さん方からいろんな答弁でぎくしゃくした、質問で答弁せないかんごとなるんですよ。いや、我々はこれ、執行権は強いん

ですよ。議決権より執行権は、我々が何ぼ言うたちゃ何ぼこれできないんですから執行権強いんですよ。自信持ってやってくださいよ。だから先ほど申し上げたのは、要するに制限命令を出したらその1つの信念を持って貫いてですよ、僕はやるべきだったというふうなことで質問させていただきました。それで、この自費施工というふうなことでこの事業所から提案されましたから一応これ検討しますという副市長の言葉がありましたけどね。副市長、これはやっぱり業者から出てですね、自費施工、この後いろんな問題、物議かもしますよ。そうやないでも、職員の処分やないで幹部の職員まで及ぶかもしれんですよ。そこらへんの覚悟、お持ちなんですか。それがなかったらですね、自分達でちゃんとこういうふうな市民の方の安全を確保するためにこの道路幅員を、先ほどから出てます、歩道をつくりますとかいうことでやったほうが、私は執行部ようやったなと思われまますよ。だから、先ほどのこの自費施工についての、私が何に基づくものかなということで質問しようとしたんですけど、先ほど次長言われましたので、そういうものに基づいてやりますということでございますけれども、私は公の土地についてですよ、もういろんな方々からいろんな陳情も出てくるんですからね。あと説明する前にこれ持って、先ほども道祖委員が言われましたね。これ持って説明しに行ったって、私は伝わらんとおもいますよ。それを1つ、そこには問題があると。それと同時にですね、いろんな問題を物議かまして先ほどの4人の処分やないでいろんな減給とか懲戒処分のまた出る可能性も出てきますよ。そこら辺ところをひとつ頭に入れて、十分に検討してください。

最後に1つですね、執行部はやはり市民とのトラブルはもう極力、基本的には起こすべきでないんですね。私そう思ってますよ。まして、紛争等になったら大変ですよ。だから議会で喧喧譁譁やるの何ぼでんいいんですよ。それでもって目的に達成するんだったら、それは何ぼでもやってもよろしゅうございます。私達もやります。だから、そこら辺ところを十分に執行部の皆さん方、先ほど言いましたようにですね、名前出るのは市長、齊藤守史ですからね。田中秀哲あんまり出てこないですね。だからそこら辺へんところは1つ、やっぱり幹部の皆さんはそこら辺ところしっかりやってくださいよ。市長に対していろんな相談なり説明行かれると思えますけれども、市長が全て網羅することはこれはもうはっきり言って難しいですよ。そこら辺ところの裏の責任者になってきたら副市長、やっぱ扇のかなめですからね。1つそこら辺ところ頑張ってください。終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

吉田委員

2点ほどなんですけど。地元説明会が17日、日曜日に開催されるということなんですけど、この説明会の終わったのちの運び方、待避所の関係、業者さんからの提案するということなんですけど、これに対する今後の流れについて教えてください。

土木管理課長

17日の日曜日に説明会をさせていただきます。十分意を尽くして努力いたしまして、住民の方の理解等をお願いするものであります。その中でこの自費施工による待避所の設置につきましては、種々検討はしていく予定でございます。この経過につきましても、25日の委員会の中で改めてまた報告はさせていただきたいと思っております。

吉田委員

25日の委員会で次回報告ということで構わないわけなんですけど、先ほどから皆さん同僚委員の方言われてましたけど、平成23年の6月30日、第1号の請願として「明星寺地区採石場周辺市道における大型車両(車幅2.5m以上)の通行禁止を求める請願」という形で預かり、現地審査ののち経済建設委員会、8月25日、全会一致で採択し、本会議、9月8日、委員長報告ののち賛成多数で可決されたという流れもございます。そのあとの流れについて、4月20日、臨時委員会の席で300メートル以内に待避所が設置、メートル数があるというこ

ろで今まで答弁されていたのが間違いだということが発覚しました。これにあたって、その後報告のないままに委員会、議会を軽視しているんじゃないかという指摘もあり、今まで進んできております。今後につきましても、25日、進んだ内容の報告、並びに先ほど出たと思うんですが、3者協定、これについてもうちちょっと詳しく話を聞かせてください。

土木管理課長

いま説明してきてまいりました中で、市と事業者と地元の方で3者協議というような形の協議会をして、大型車の通行に関しての安全対策とか環境対策等について協議していきたいというふうな形でのお話はさせていただきましたが、まだ正式にこの提案といいますのは17日の日曜日に地元の住民の方に対して説明を申し上げるものでありまして、はっきり今その中で説明するというので、内容につきましてはまだ今のところきちんとした内容は詰めていないというところでございます。

吉田委員

一応、いま答弁いただきましたけど、17日の内容、行政のほうからこうやりたいという方向性、あとは業者さんと地元住民の方という形でその中の協議だということなんですけど、やはりこういう問題につきましては、議会等で間違いなく車両の通行を差し止めるということをして1度議決しております。これに対して変更して通行をさせるということで、全く変わったような状況になるに値するには、やはり地元住民からの声が上がってきて議会でも採択したという流れからも、やはりその3者協議の中で今後進んでいく上では、やはり業者さんから出てくる場所、業者さんの思い、地元住民の方々の思い、これにつきましては通学関係の時間帯につきましては車を通行させないだとか、やはりほこり、粉じんの関係とか、やはり騒音等の問題とかいろんな諸問題が出てくると思います。これに対してですね、しっかりと行政が入った上で3者協定等を結んでいただいて、これからの待避所工事並びに危険回避の工事等、安心安全が追求できるような形で今後も進んでいただきたいと思います。それとあわせて今ちょっと申しましたように、通学の時間帯、通学の関係、ここを通学路の指定については確か指定はなかったと思うんですけど、明星寺地区22組、対象地域はそうでしたかね、ここは、そちらの住民の方にも小中学生がおられると思います。その時間帯の関係、前々回の委員会のときにもかかったと思いますが、通学路の指定はなかったと思うんですけど、通学路の指定がない場合においても通学する生徒さんがおられる場合は通学路とみなすという言葉が確かありました。こういうことから、こういう報告事項については、それから今後進めていくにつきましては教育委員会等のご出席もこの場に願ったらとは思いますが、今後の協議につきましては議会等の報告につきましてはくれぐれもよろしく願います。もう一度復唱しますが、3者協定を確立した上で話を進めていくという形が一番望ましいと思います。地元住民のお声を一番大切にして、今後進めていかれてください。以上です。

瀬戸委員

今だんだんだんだんみんな道ができて通れるために、安全に通すためにという話に変わってきたわけですが、私もきょう地元住民の皆さんが来られて、これは通すことができない道路なのか、通すことができる道路なのか、道交法のことでですね、こうなんですよと説明したことがあるんです。私はそういうふう聞いてきたから、先日の議会でも質疑したときに、そういう私が質疑した議事録を持っています。先ほども聞いてみると、道祖委員もそういうふう聞かれました。小幡委員が聞かれたときに、いわゆる市長はその上位法より超えた判断ができるということを言われて、それが本当にできるんだったら止められるんですかという話なんですけど、それはどうなんですか。そうしないといつもそのあたりでですね、私たちも聞いて報告すると嘘になるんですね。いつも何か聞いたことを伝えて、嘘になればこれはもう私たちもですね、困るんですよ。それはどっちなんですか。はっきりしてもらわないと困ります。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 12:03

委員会を再開いたします。

土木管理課長

直接、道路管理者として通行を止めることができることはですね、道路の破損とか道路の工事、冠水等の危険な場合に限られておりまして、それ以外、違反車両についての直接禁止はできる権利がございません。

瀬戸委員

いま言われているのは、いわゆるそういう制限令にかかった道路で10トン車は通れませんよと言って、何らかの措置を講じなさいと、措置命令出したわけでしょう。そしたらいま通行承諾が出てきたと、通行承諾の話が今あってましたけれども、いわゆるそれに違反した、措置命令したけど違反したということになればその刑事告発で止めることができると、そのときは止めることができるということですか。今の時点で市長の権限で、僕が聞いているのは市長の権限で今の時点で、今さっき小幡委員が命令を出したら止めることができるとか言われてましたけど、それができるのかできないのかと聞いています。

土木管理課長

現時点では止めることはできません。

失礼しました。措置命令を出してこの措置命令に対しましてですね、違反した場合は刑事告発というような形で、告発した上で刑事罰が加えられるような形になります。また道路交通法につきましては、今度は公安のほうでの通行止めに関しての違反というようなことで、公安のほうの処理になるかと思えます。現時点では道路管理者としての道路の直接の通行禁止という形にはできないというふうに考えております。

瀬戸委員

最後です。とにかくね、こう聞いていると、どっちかなって迷うんですね。一応、聞いたらそういうふうに言われるけど、そうじゃないよということがちょこちょこ起きるからですね。しっかりとそれを、きちっと今度説明会されるときでも、その後の報告のときでも、きちっとした形でね、してもらっておかないと、今さっき言ったように困るんです。私たちも聞いた以上は報告しますので、そしてそれが後で嘘でしたと言われたら、たまったもんやないですからね。ちゃんとその辺はきちりまとめとってくださいよ。以上です。

小幡委員

いろいろ2時間近く論議しましたけどね、西日本新聞の6月5日の記事にね、「不信感を招き、プロ失格」と堂々と書かれてるでしょう。とても法律や条例をもとに仕事をするプロの対応とは言いがたいと。17日にはしっかりプロとして勉強をしてですね、答えをまとめて、地元住民説明会に臨んでください。これは要望です。

委員長

他に質疑ありませんか。

(他になし)

お諮りいたします。本件については、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。